

○民間資金等活用事業検討委員会条例

平成十九年三月二十日
宮城県条例第十四号

民間資金等活用事業検討委員会条例をここに公布する。

民間資金等活用事業検討委員会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号。以下「法」という。)第五条第一項の規定による実施方針の策定、法第七条の規定による特定事業の選定及び法第八条第一項の規定による民間事業者の選定に関する重要事項を調査審議するため、宮城県民間資金等活用事業検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(平三〇条例七・一部改正)

(組織等)

第二条 委員会は、委員八人以内で組織する。

2 委員は、法第二条第二項に規定する特定事業に関し優れた識見を有する者、県の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第三条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第六条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成三〇年条例第七号)

この条例は、公布の日から施行する。